

横須賀市立衣笠小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 26(2014)年 4 月 1 日策定

令和 4(2022)年 4 月 1 日改訂

1 いじめ防止等に向けた基本姿勢

《いじめの定義》

いじめ対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるように、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

2 いじめ防止等に取り組むための校内外組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

「学校いじめ防止対策委員会」

校 内	校 外
校長	学校運営協議会 委員
教頭	
養護教諭	
児童指導担当	
支援コーディネーター	

〈会議の開催形態〉

- ① 「学校いじめ防止対策委員会」校内。日常的な関係者の会議。

（招集：児童指導担当、支援コーディネーター）

児童の問題行動等に係る情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのための打ち合わせを行います。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議します。

〈活動内容〉 いじめ対応への検討・対応方針の決定 いじめ相談・通報対応

- ② 「学校いじめ防止対策委員会」校外。外部関係機関を含めたすべての構成員が集まり、いじめ防止等の取組の検討、検証を行います。（随時連携・開催）

〈活動内容〉 いじめ防止等の取組の検討・検証 現状報告

〈年間指導計画〉

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、いじめの早期発見の取り組み、早期対応の取り組み、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定めます。（別紙）

3 いじめの未然防止

- ア いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- イ 職員が児童を一人の人間として尊重し、日頃から児童の心に寄り添うことを心がけます。
- ウ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- エ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないように、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めます。
- オ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。
- カ いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

4 いじめの早期発見

- ア いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠さず軽視せず、積極的に認知するよう努めます。
 - ① 休み時間や放課後のかかわりの中での児童の様子把握
(休み時間、清掃時等のパトロール等)
 - ② 個人ノート、日記、児童との面談、保護者との連携による把握
 - ③ 生活アンケート、Y P アセスメントシート等の客観的資料の活用による把握
 - ④ アンケートなどを基にした定期的な児童との面談
- イ 児童・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間の設定を行い、実態把握に努めます。
 - ① 相談窓口の周知
衣笠小学校 046-851-0334
横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522
神奈川県立総合教育センターいじめ 110 番：0466-81-8111
 - ② スクールカウンセラーの活用
- ウ 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、児童生徒の状況を客観的な把握に努める。アンケートについては、安心していじめを訴えられるよう無記名にする、学年で一斉に実施するなど工夫します。
 - ① 学校生活アンケートの実施 年3回（6月、10月、1月）※個々との面談を含む
 - ② Y P アセスメントシート 年2回（6月、11月）

5 いじめへの対処

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。
- イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもちます。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援と、その保護者との連携を継続的に行います。
- エ いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- カ 学級・学年・代表委員会等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育むようにします。
- キ Facebook、LINE、インスタグラムなどの SNS (Social Networking Service) でのやり取りやネットゲーム上の金銭トラブルなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しネット上のいじめへの理解を求めていきます。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに対応、措置をとります。
- ク 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、いじめ対策推進法第 28 条第 1 項第 1 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第 2 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、次の対処を行います。

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

令和 4(2022)年度 衣笠小学校 いじめ等問題行動未然防止年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	◎いじめ防止対策に関わる職員の共通理解と情報交換	・学級開き・人間関係づくり・学級ルールづくり 【学級活動・遠足等】	
5月	・児童に対する情報交換(毎月)	・行事を通じた人間関係づくり 【遠足 等】	・保護者との情報交換
6月	・第1回YPアセスメントシートの実施 ・第1回生活アンケートの実施 ・児童に対する情報交換 ・第1回教育相談期間 ・児童との個人面談①	・第1回Y-Pアセスメントシート ・第1回生活アンケート	・市P協ケータイ・スマホ教室 (5・6年生、保護者)
7月	・児童に対する情報交換 ・児童指導に関する職員研修①	・ポスターづくり、標語づくり	・県警非行防止教室(全児童、保護者) ・保護者との情報交換【個人面談】
8月			
9月	・児童に対する情報交換	・行事を通じた人間関係づくり 【5年 キャンプ・遠足など】	
10月	・児童に対する情報交換 ・第2回生活アンケートの実施 ・第2回教育相談期間	・ポスターづくり、標語づくり ・第2回生活アンケート ・行事を通じた人間関係づくり 【修学旅行・運動会・遠足】	
11月	・第1回YPアセスメントシートのふり返し ・第2回YPアセスメントシートの実施 ○第2回いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換 ・児童との個人面談②	・ふれあいまつり ・第2回Y-Pアセスメントシート ・市P協ケータイ・スマホ教室 (3～6年)	・市P協ケータイ・スマホ教室 (3・4年生、保護者)
12月	・児童に対する情報交換 ・児童指導に関する職員研修②		・保護者との情報交換【個人面談】
1月	・児童に対する情報交換 ・第3回生活アンケートの実施 ・第3回教育相談期間	・第3回生活アンケート ・市P協ケータイスマホ教室(1・2年)	・市P協ケータイスマホ教室 (1・2年生、保護者)
2月	○第3回いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換	・市P協ケータイ・スマホ教室(6年)	
3月	・YPアセスメントシートのふり返し ・児童に対する情報交換 ・1年間の児童指導反省と次年度の計画		・市P協ケータイ・スマホ教室 (6年生、保護者)